

傷害保険

2025年10月1日以降の契約内容変更・解約等手続き時に適用

クレジットカード払における保険料返還特則の変更について

平素は三井住友海上の傷害保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、2025年10月1日以降、「保険料クレジットカード払特約」がセットされたご契約において、契約内容変更、解約等による保険料返還の一部取扱いを変更いたしますので、下記のとおりご案内します。

記

1. 変更内容

従来、保険料クレジットカード払特約がセットされたご契約において、契約内容変更、解約等により返還保険料が発生した際には、クレジットカード会社から当社へ保険料相当額の入金がされたことを確認できた後にお客さまへ保険料を返還しておりました。

今般、お客さまをお待たせすることなく保険料の返還を可能とするため、保険料クレジットカード払特約に規定している「保険料の返還等の特則」を別紙のとおり削除^(注1)し、クレジットカードのオーソリゼーション^(注2)が完了していれば保険料を返還する取扱いへと変更いたします。

(注1) 2025年9月30日以前始期のご契約向けの『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』に掲載されている保険料クレジットカード払特約には「保険料の返還等の特則」を規定していますが、下記2.の適用時期から本変更内容を適用します。

(注2) クレジットカードの使用に際して、当社がクレジットカード会社に対し、以下2点について確認を行うことをいいます。

- ・クレジットカードが利用可能な状態であること。
- ・クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がクレジットカードの利用限度額内であること。

2. 適用時期

ご契約の保険始期日にかかわらず、下記3.の商品のうち保険料クレジットカード払特約がセットされたご契約において、2025年10月1日以降の契約内容変更、解約等の手続き時に本変更内容を適用します。

3. 適用対象商品

傷害保険のうち以下の商品を対象とします。

- ・団体総合生活補償保険
- ・学生・子ども総合保険
- ・国内旅行傷害保険
- ・以下のいずれかの特約がセットされた普通傷害保険
行事参加者の傷害危険補償特約、施設入場者の傷害危険補償特約、交通乗用具搭乗中の傷害危険補償特約、PTA団体傷害保険特約（B）および学校契約団体傷害保険特約^(注3)
- ・ゴルファー保険^(注4) およびネット de 保険@ごるふ^(注5)

(注3) 学校契約団体傷害保険（管理下および管理下外補償）特約、学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）特約、学校契約団体傷害保険（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズ7日、14日）特約または学校契約団体傷害保険（学校の管理下外のみ補償）特約をいいます。

(注4) ゴルファー賠償責任補償特約がセットされたパーソナル生活補償保険をいいます。

(注5) インターネット専用ゴルファー保険をいいます。

以上

別紙

「保険料クレジットカード払特約」における変更内容

変更前	変更後
<p>第5条（保険料の返還等の特則）</p> <p>普通保険約款等に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合には、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に、保険契約者に対し保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。</p>	<p>(削除)</p>